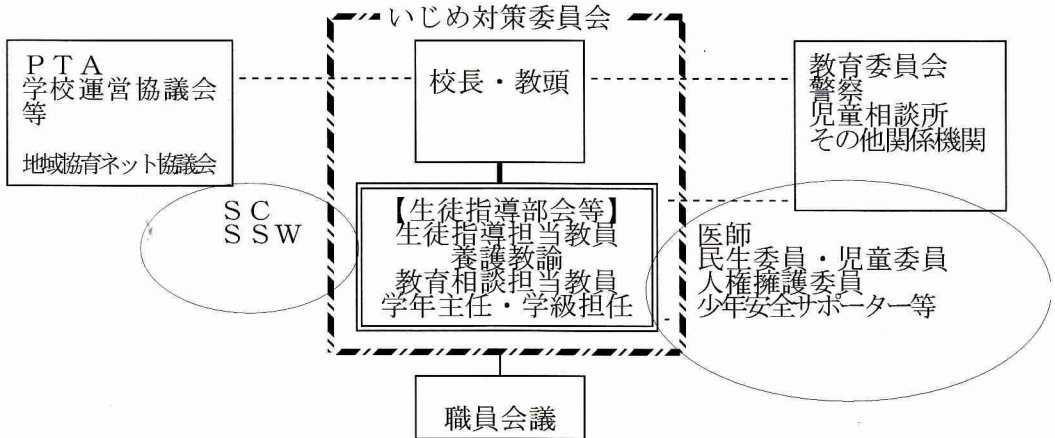


平成28年度 「防府市立松崎小学校いじめ防止基本方針」 概要

(1) 学校における基本姿勢

学校においては「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他、健全育成に係る取組を行う。

(2) 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置付け



(3) いじめ防止のための具体的な取組について

①教育相談

週1回（基本的には木曜日）生活アンケートを実施し、気になる子どもについては個人面談を行い、児童の悩み・思い等を聞き、安心して学校生活を送れるように解決していく。また、学期に1回教育相談月間（6月、10月、2月）を設け、児童一人ひとりと対話をする機会を作る。場合に応じて、スクールカウンセラーとの連携を図りながら進める。

②生徒指導部会（心の教育推進プロジェクト会議）

特に配慮の必要な児童について、月に1回、情報交換の場を設定して共通理解を図り、一人ひとりの児童を全教職員で支援・指導していく。

③児童生徒の行動観察

教科担任制により複数の教師で学級に関わり、多面的に児童を見守り、支援・指導していく。また、給食時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とのふれあいの機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に信頼関係をつくる。さらに、登下校や委員会活動など、全教職員で児童の様子を観察し、気になることがあればその都度、担任、生徒指導主任に連絡する。

④ 道徳や日頃のさまざまな教育活動等から、友だちを思いやる心、協力の大切さを学び取らせ、それぞれの持ち味やその子らしさを認め合う集団を育む。